

明石市物品売買契約約款（売払い）

（ 綱 則 ）

第1条 売主及び買主はこの約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令及び明石市契約規則（平成5年規則第10号）を遵守し、この契約（この約款を内容とする物品売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 売主は、契約書記載の物品を現状有姿のまま買主に売り渡し、買主は、これを買受け、契約書記載の売買代金（以下「代金」という。）を支払うものとする。

（ 契約保証金 ）

第2条 この契約に関する一切の義務を担保するため、買主が納めた入札保証金は契約保証金に充当する。

（ 代金の支払 ）

第3条 買主は、売買物品の代金から契約保証金を差引いた金額を、売主が発行する納付書により、契約書に記載された期限までに支払わなければならない。

（ 所有権移転 ）

第4条 物件の所有権は、買主が代金を完納した時に売主から買主に移転するものとする。

（ 売買物品の引渡し期日及び場所 ）

第5条 売主から買主への売買物品の引渡し期日及び場所については、仕様書に記載のとおりとする。この場合、必要な費用は、買主の負担とする。

（ 危険負担 ）

第6条 買主は、前条の引渡し前に、売主の責に帰することのできない事由により、物品が亡失、き損等した場合は、売主に対して、売買代金の減免を請求することができないものとする。

（ 契約不適合責任 ）

第7条 買主は、引き渡された売買物品に、種類・品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があることを発見しても契約金額の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（ 履行遅滞の場合における損害金等 ）

第8条 期限内にこの契約の全部の履行を完了することができない場合においては、売主は、損害金の支払を買主に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、売買代金額に対して遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

（ 売主の催告による契約解除権 ）

第9条 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（ 1 ） 正当な理由なく契約を履行しないとき、又は期限内に履行の見込みがないとき。

（ 2 ） 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

（ 3 ） 前各号に掲げる場合のほか、買主がこの契約に違反したとき。

（ 売主の催告によらない契約解除権 ）

第9条の2 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（ 1 ） この契約の全部の履行が不能であることが明らかであるとき。

（ 2 ） 買主がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（ 3 ） 買主の債務の一部の履行が不能である場合又は買主がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に

表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、買主が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、買主がその債務の履行をせず、売主が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生ずる権利又は義務を譲渡したとき。
 - (7) 買主が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であることが認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 中小受託契約又は購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 買主が、アからオまでのいずれかに該当する者を中小受託契約又は購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、売主が買主に対して当該契約の解除を求め、買主がこれに従わなかったとき。
- 2 前条及び前項の規定により契約が解除された場合においては、契約保証金相当額を違約金とし、第2条の規定による契約保証金をもって違約金に充当するものとする。

（秘密の保持）

第10条 買主は、契約の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（補則）

第11条 この契約について売主と買主との間に紛争を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、売主・買主協議の上定めることとする。